

<h1>第 150 号</h1>	<h1>Super Highway</h1>	
<p>発行日 2026. 2.28</p>	<p>J R 東労組バス関東本部</p>	<p>J R 東労組ホームページ</p>

申 7 号 宇都宮支店廃止に関する申し入れ

第 1 回団体交渉

2月26日14時より本社会議室において、申7号について趣旨説明を行ってきました。

宇都宮支店の廃止をめぐり、組合はまず「社員の生活設計に深く関わる問題であり、丁寧な説明が必要だったのではないかと指摘し、なぜ正式な「提案」ではなく突然の決定報告となったのか疑問を呈しました。これに対し会社側は、宇都宮支店については営業部長が直接出向き、全社員に丁寧な説明を行い、生活や収入に影響が出ないよう特例措置も含めて調整し、理解を得てきたとしました。また、行政との協議の中で、LRTの利用が想定以上に伸び、並走する路線に補助金を出し続けることは行政としても困難であり、コロナ後の赤字補填も限界があることから、経営判断として廃止を決めたと述べました。東北道ブロックでは佐野支店を中心に再編を進めるという方針も示されました。

組合は、行政側にJRバスを残す意向はなかったのかと質問しましたが、会社は「どの自治体からも残してほしいという要請はなかった」とし、住民の不便は理解しつつも、財政的にLRT並走路線へ補助金を出すのは難しく、LRT計画の変更やコロナの影響もあり、行政判断としてもやむを得なかったのではないかと説明しました。

組合として、一般路線バスは大都市のように利用が多いわけではなく、赤字を避けるには自治体との連携が不可欠であり、もっと自治体と情報共有しながら路線維持に取り組む必要があったのではないかと主張しました。会社は、行政とは1月27日の地域会議で決定後すぐに情報共有したと説明しましたが、組合としては「噂だけが先行した」と現場の混乱を指摘しました。

さらに組合として、勤務変更や異動に関する説明が遅く、相談できる管理者が不在の時期があったことに苦言を呈しました。特に宇都宮支店では閉鎖を前に支店長・課長が不在となり、社員が不安を抱えていると主張しました。会社は、佐野支店の次長を派遣するなど配慮しているとしつつ、人事運用上の事情もあったと説明しました。組合は、現場に管理者が常駐するなど、より丁寧な配慮を求めました。

※議事録等、詳しい内容は組合員の皆さんに別途お知らせします。

JRバス関東で働く仲間を一つに！